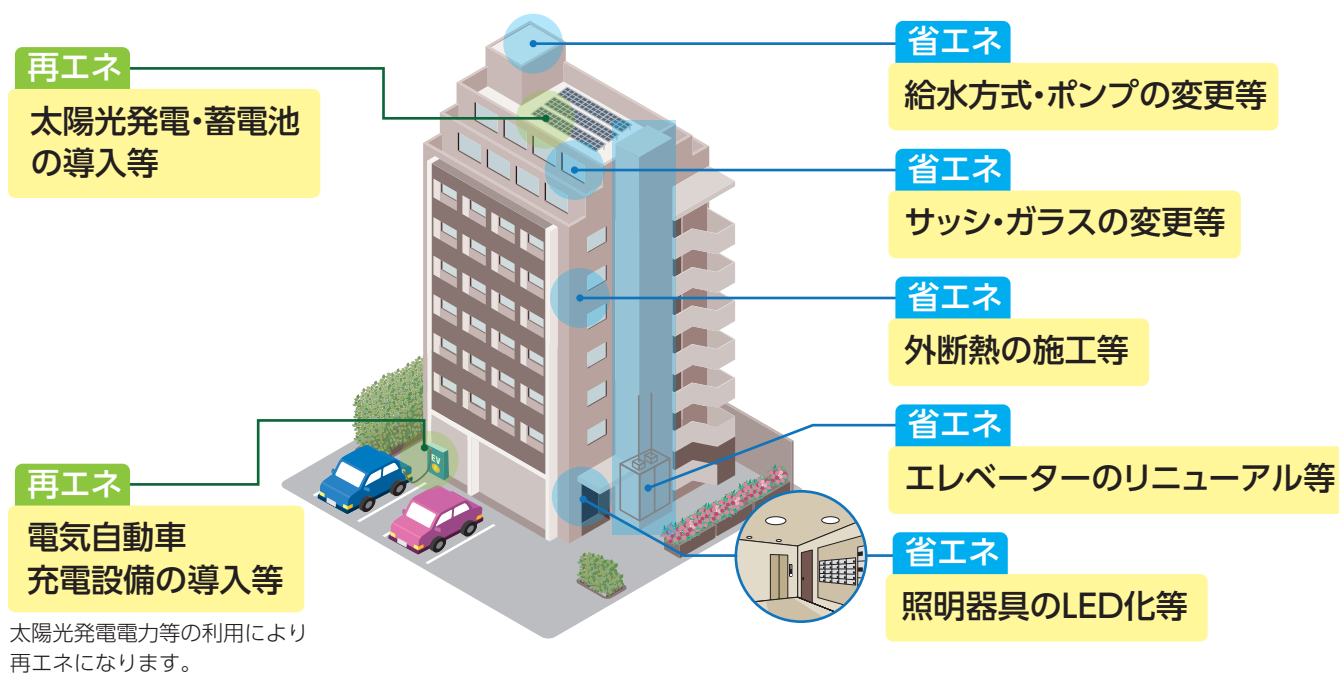


分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

マンションの 省エネ・再エネを 検討してみませんか？



省エネ・再エネは、健康維持や光熱費の節約となり、資産価値の向上につながります。
大規模修繕は省エネ・再エネを検討する絶好の機会です。



マンションの省エネ・再エネの**初期費用**と**効果**が分かる
検討に**補助※**を行います。

※補助率100% 補助上限額内であれば費用負担はありません。

※専門家に検討を委託する費用の補助となります。

合意形成に是非お役立てください

事業名：東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業

予算がなくなり次第終了します。



東京都住宅政策本部

HTT
Housing
Tokyo
Tokyo

詳細は裏面を御覧ください



補助概要

※詳細はHPで要綱等を御確認ください。

マンションの省エネ・再エネに向け、太陽光発電の設置費補助を活用した初期費用や、節約できる電気代等の効果を示す検討を専門家※に委託した場合に、都が補助します。

省エネ・再エネの検討等は、マンションの管理規約に基づき、専門家に委託することができます。委託する専門家に心当たりがない場合は、下記の「マンション省エネ・再エネ相談窓口」があります。

※専門家:一級建築士、建築設備士、エネルギー管理士等

- 補助率 100%
- 上限額 37万円
- 主な要件
 - 東京都内のマンションであること
 - 申請時から起算して5年以内に屋上防水、外壁(塗装)、建具、給排水、電灯設備、昇降機設備、電気自動車充電設備工事のいずれかの修繕工事等を実施予定のマンション(既存の長期修繕計画または、今後5年間の修繕計画を示した工程表の提出)
 - 建築基準法による確認済証、検査済証、及び確認申請書等の構造が確認できる資料があること
 - 太陽光発電システム及び蓄電池システムの導入を検討すること
 - 省エネ・再エネの検討状況や導入後の効果等について、都への報告に協力すること
- 補助対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者



申請に関するお問合せ先・申請書提出先

(公財)東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クールネット東京)

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

事業の詳細や申請方法等は、以下のホームページから御確認ください。

HP : https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mansion_keikaku



省エネ・再エネの具体的な相談先・専門家の紹介

無料 マンション省エネ・再エネ相談窓口 (一社)東京都建築士事務所協会

省エネ改修・再エネ導入の具体的な相談及び検討を委託できる専門家を紹介しています。以下のホームページの相談申込フォームから申込みください。

HP:<https://taaf.or.jp/consult2/index.html>

※東京都では、省エネ・再エネを普及促進させるため、「東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム」を設立しています。

本相談窓口は、プラットフォームの補助の一部を受けて実施される予定です。

※ホームページ開設と相談等受付は令和5年5月予定



令和5年3月発行

発行：東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課

住所：東京都新宿区西新宿2-8-1 ☎03-5320-5007

H P : <https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/sokusin-jigyo.html>

本事業の御案内→



当紙/HP配合率70%再生紙を使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。